

第十八号議案

江戸川区住まいの改造助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区住まいの改造助成条例の一部を改正する条例

江戸川区住まいの改造助成条例（平成二年十月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。
 第三条第一項を次のように改める。

江戸川区（以下「区」という。）が助成する額は、第三項の規定により算出した助成対象額に、次の表の上欄に掲げる所得段階の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる助成割合を乗じて得た額とする。

所得段階（世帯合計所得）	助成割合
四百五十万円未満	九割
四百五十万円以上	八割

第三条第二項中「助成額は、工事費用の全額」を「助成割合は、十割」に改め、同項第二号中「する者」の下に「（以下「申請者」という。）」を加え、「世帯（同一の世帯と同様であると認められる者を含む。）に属する全ての者」を「世帯に属する全ての者（同一の世帯と同様であると認められる者を含む。）に属する者を含む。」に改め、同条第三項中「前二項の工事費用は、次」を「助成対象額は、住まいの改造工事に要する費用（二百万円を限度とする。）から次」に改め、同項第二号中「江戸川区」を「区」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項に規定する所得段階に係る所得とは、助成対象者及びその者と同一の世帯に属する全ての者（同一の世帯と同様であると認められる世帯に属する者を含む。）について、申請日の属する年度（申請日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）の特別区民税又は市町村民税の算定に係る所得を合算した額とする。

5 前項の算定に係る所得とは、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号の合計所得金額をいう。
第四条中「助成を受けようとする者」を「申請者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年八月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第三条の規定は、施行日以後の申請から適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

(説明)

受益者負担の適正化を図るため、所得段階に応じ助成割合を細分化するとともに、助成の対象となる工事費用の限度額を設けるほか、規定を整備する必要があります。